

高水管 第130号  
平成31年4月24日

関係者各位

高槻市水道事業  
管理者 吉里 泰雄  
(公印省略)

改元に伴う給水装置工事申込書類の取扱いについて(通知)

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)」が平成31年4月30日から施行されることに伴い、同年5月1日に改元が行われることとされています。つきましては、5月1日以降の給水装置工事申込書類の元号表記については、新元号を記載していただきますようお願いいたします。

なお、申込書類の対象様式につきましては、ホームページからダウンロードしてください。

何とぞ御了承のうえ、よろしくお願い申し上げます。

以上